

# 観光宿泊施設特別会計

## 平成 30 年度 観光宿泊施設特別会計の概要

観光宿泊施設（安曇野市長峰荘、安曇野市有明荘）について、指定管理者制度を導入し、民間事業者の視点による経営ノウハウ等を活用することにより、業務のスリム化、経営の効率化及びサービスの向上を図りました。

長峰荘につきましては、公共施設再配置計画により「譲渡又は廃止」との位置づけから、平成 29 年 7 月 6 日明科地域全区長を対象とし、7 月 31 日には全市民を対象とした「譲渡及び廃止」に係る説明会を開催しました。平成 30 年度に入ってから、明科地域の 14 区全てに出向いて説明会を実施し地域の皆様への説明を重ねるとともに、民間譲渡に向けて手続きを進めてまいりました。

また、長峰荘については平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月末までの指定管理期間となっており、3 年の債務負担行為が設定されておりましたが、平成 30 年 1 月 25 日開催の指定管理者選定委員会を経て、現在の指定管理者との標準的管理経費に基づく協議を進め、平成 30 年度 1 年間の指定管理期間の延長により営業を継続していただくこととし、指定管理期間延長に伴う指定管理料金は 8,300 千円といたしました。

このような取組の結果として、平成 30 年度中に譲渡先を決定する事ができ、長峰荘については今後民間施設として営業を継続して頂くことになりました。

有明荘につきましては平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの指定管理期間となっており、平成 30 年度は基本協定に定める 3,620 千円の納付が指定管理者からありました。

令和元年度	
部	商工観光部
課	観光交流促進課
係等	拠点維持整備係

決算書 ページ	392
------------	-----

予算	款	01	観光宿泊施設事業費	総合計画	基本目標	魅力ある産業を維持・創造するまち
	項	01	観光宿泊施設事業費		基本方針	商工観光業を振興するまち
	目	01	観光宿泊施設事業費		基本施策	観光の振興
	事業	7100001	観光宿泊施設管理費			

単位：円

予算現額 ①	決算額(支出済額)②	翌年度繰越額 ③	不用額①-②-③	執行率②/①
18,912,000	18,903,993	0	8,007	100.0%
特定財源の合計金額	左記の内訳	金額	金額	金額
18,903,000	一般会計繰入金	15,283,000		
	有明荘外施設使用料	3,620,000		

### 主要な施策（事務事業）の成果の概要

市が所有する観光宿泊施設（長峰荘、有明荘）について、指定管理者制度を活用し、民間事業者の視点による業務のスリム化及び効率化を図りサービスの向上に努めました。

#### 1. 長峰荘

平成29年度末で指定管理期間が終了するため、指定期間を1年間延長し民間譲渡・廃止の方向で地元調整や譲渡先の検討を行いました。施設の老朽化等大きな課題を抱え、来館者数も減少している状況ではありましたが、平成30年度中に譲渡先を決定する事ができました。

#### ○長峰荘の概要

指定管理者	株式会社塚原緑地研究所		
指定管理料	8,300,000円	市への納付金	なし
利用者数	宿泊者：1,439人（前年度比106人減） 日帰り：宴会3,048人（前年度比564人減） 入浴者18,767人（前年度比2,311人減）		
主な工事	鉱泉配管設置工事 993,600円		

#### 2. 有明荘

有明荘については、国民の祝日「山の日」の施行後、山への注目度が増したことも影響し、近年の宿泊者数は安定的に推移しています。平成30年度は、宿泊者が前年度比1.6%減、入浴者数が前年度比0.5%減となりました。

#### ○有明荘の概要

指定管理者	株式会社燕山荘		
指定管理料	なし	市への納付金	3,620,000円
利用者数	宿泊者4,194人（前年度比72人減） 入浴者11,335人（前年度比52人減）		
主な工事	結露防止工事 1,512,000円 屋根塗装工事 907,200円 客室照明器具LED化工事 1,008,720円 避難誘導灯及び貯湯室証明LED化工事 310,068円		

### 上記の評価と課題等

各施設とも指定管理者への委託により、民間の経営ノウハウを活用した施設運営を行うことで、業務のスリム化及びサービスの向上を図ることができました。また、長峰荘につきましては平成30年度に民間譲渡を決定し、平成31年度からは民間施設として営業を継続して頂けることになりました。有明荘につきましては、利用者数は安定的に推移していますが、施設の老朽化が課題です。設備の耐用年数経過により指定管理者の修繕費等負担が増加してきており、今後、指定管理者との費用負担割合の見直しや、施設の計画的な修繕・改修計画が必要となっています。